

Contents

目次

知識財産権関連情報	1
・ コンセプト著作権の認否に対する考察	
・ 2024年の欧州特許庁の官納料調整事項の整理	
・ 中国専利法第4次改正の確定実施細則の概要	
今月の判例	8
・ ミラベグロン結晶形発明の進歩性否定事例-大法院	

2021フ10343判決(2024.3.28.言渡)[登録無効(特)]	
・ 結合商標の要部観察を通じて図形商標の類否を判断した 事案-特許法院2023ホ13469判決(2024.3.28.言渡)[登録無効 (商)]	
YOU ME便り	12
・ 崔有鎮、金視内弁理士が入社	

知識財産権関連情報

コンセプト著作権の認否に対する考察

弁理士 崔有鎮

1. 概要

最近、韓国の大手芸能事務所ハイブ(HYBE)傘下のレーベルであるビリーフラボ(BELIFT LAB)からデビューしたアイドルグループ「アイリット(ILLIT)」が、ハイブの他のレーベルであるアドア(ADOR)から2022年にデビューした他のアイドルグループ「ニュージーンズ(NewJeans)」のコンセプトを模倣したという議論が提起されている。これと関連して、アイドルグループのコンセプト自体が著作権法の保護を受けることができるか否かを検討してみる。

2. アイドルグループの「コンセプト」とは

アイドルグループの「コンセプト」は、そのグループが

活動する際に伝えようとするイメージやスタイルを意味する。これは音楽、舞台衣装、振付、ミュージックビデオ、グラビアなどを通じて具体的に表現される。このようなアイドルグループのコンセプトは、アイドルファンに強い印象を残す役割を果たすと共に、アイドルファンの中でそのグループの固有性、独自性の構築に重要な役割を果たす。絶えず競争状態のアイドル市場で生き残るためには各自の固有のコンセプトが非常に重要であり、アイドルグループのブランド価値を高め、アイドルグループの成功に決定的な役割を果たす部分となる。

3. コンセプト自体は著作権法の保護対象となり得るか

著作権法は、人間の思想または感情を「表現」した「創作物」を保護するための法律であるため(著作権法第1条および第2条)、著作権法の保護対象は「創作物」に限定されるといえる。一般に私たちが知っている創作物には文学作品、音楽、美術作品、映画などがある。これらの全ては表現された創作物であることに議論の余地はない。

それならば、人間の思想または感情それ自体は著作権の保護対象となり得るだろうか。

大法院は、『著作権法により保護される著作物は、学問と芸術に関して人間の精神的努力により得られた思想または感情の創作的表現物でなければならないため、著作権法が保護しているものは思想、感情を言葉、文字、音、色などにより具体的に外部に表現した創作的な表現形式であり、表現されている内容、すなわち、アイデアや理論などの思想および感情それ自体は、たとえそれが独創性、新規性があるとしても、小説のストーリーなどを除き、原則的に著作物となり得ず、著作権法で定めている著作人格権、著作財産権の保護対象とならない。(中略)著作権の保護対象は、アイデアでなく、表現に該当する(出処：大法院93ダ3073、93ダ3080判決(1993.6.8.言渡))。』という態度を維持している。したがって、アイデアなどの思想または感情それ自体は、原則的には著作権の保護対象ではない。

アイドルグループのコンセプト自体は、表現された創作物とみることが難しく、アイデアに該当するため、原則的に著作権法の保護対象ではないといえる。アイドルグループのコンセプト自体が著作権として保護を受けるとしたら、様々な問題点が発生する。アイドルグループのコンセプトの範囲は制限されている。したがって、アイドルグループのコンセプト自体が著作権として保護されるならば、類似するコンセプトを有するアイドルグループの活動が難しくなり、アイドル産業における多様性と創意性を阻害するという問題が発生することとなり、アイドルと関連した自由な創作活動が制限される。結果として、アイドル産業の成長を阻害する結果が発生する。

したがって、現時点ではコンセプト著作権自体を主張することはできない。ただし、個別に表現された創作物

に対しては著作権法により保護が可能であるため、当該コンセプトが反映されたアルバムデザイン、音源と歌詞、振付、ミュージックビデオ、グラビア、衣装デザインなど具体的な表現として創作された結果物に対する著作権を主張することができる。

また、アイドルグループのコンセプトを直接的に模倣する場合、大衆に否定的なイメージが形成され、模倣するアイドルグループ側のイメージに悪影響を与える。他のアイドルグループを模倣するアイドルはファンの支持を受け難くなることもあり、商業的に成功する可能性は低くなる。また、創意性が足りないというイメージとして認識されることがあり、グループのイメージが損傷されることもある。

4. むすび

以上で考察したように、アイドルグループのコンセプトは、著作権法により保護されず、アイドルグループのコンセプト自体の模倣に対して実質的に法的措置を取ることが難しいこともある。

しかし、コンセプトを具体的に表現した結果物を模倣した場合には、著作権侵害を主張することができるため、法的紛争が発生する可能性が完全に排除されるわけではない。また、イメージが重要なアイドル産業において他のアイドルグループのコンセプトを直接的に模倣することは、グループのイメージと成長に否定的な影響を与えることがあり、アイドル産業全般にも否定的な影響を与えることがあるという点を念頭に置かなければならない。✂

2024年の欧州特許庁の官納料調整事項の整理

弁理士 李元日

去る2024年1月25日、欧州特許庁(EPO)は、2024年4月1日からの官納料変更を公示した。一部の形骸化した手数料規定が削除されたり、一部減額された官納料もあるが、今回の官納料変更事項の大部分は官納料の引上げであり、去る2022年と2023年に続き3年連続で官納料が引上げられることとなった。それに伴って、各出願人のIP管理費用の増加が不可避とみられる。以下、変更

された官納料項目について説明する。

1. 年次料の引上げ

全ての特許権者は、EPOで特許登録を受けた後にも毎年一定の官納料を支払うことによって特許権を維持することができる。このような特許権維持のために支払う官納料は、通常「年次料(renewal fee)」と称され、下表のとおり年次料を全般的に引上げた。年次料はIP管理費用の相当部分を占めており、年次料の引上げは各出願人が官納料の引上げの影響が最も大きな部分になるとみられる。

年次	従前の年次料(ユーロ) (~2024.03.31)	変更後の年次料(ユーロ) (2024.04.01~)	増加率(%)
1~2年次	0	0	増減なし
3年次	530	690	+30.1 %
4年次	660	845	+27.3 %
5年次	925	1,000	+8.1 %
6年次	1,180	1,155	-2.1 %
7年次	1,305	1,310	+0.4 %
8年次	1,440	1,465	+1.7 %
9年次	1,570	1,620	+3.2 %
10年次以上	1,775	1,775	増減なし

<年次料の増減比率表>

上記表を参照すると、6年目の年次料は多少減額されたが、大部分の年次で年次料が増額となった。特に、多数の特許権が維持される5年目までの年次料が大幅に引上げられた。

2. 主な出願段階の手数料の引上げ

主な出願段階の手数料を約4%引上げた。このような主な出願段階の手数料は、大部分の特許出願手続において必須であるため、出願人の全般的な出願費用負担

が増加するとみられる。

(1) 調査料(European search)

先行技術調査手数料を1,460ユーロから1,520ユーロに約4.1%引上げた。

(2) 審査請求料(examination fee)

各出願人はEPOにおける特許性審査のために審査請求料を納付しなければならない。EPOはこのような審査請求料を1,840ユーロから1,915ユーロに約4.1%引上げた。

(3) 登録料(fee for grant)

各出願人はEPOから特許登録の可能性が認められた後、一定の登録料を納付することによって特許権を確保することができる。EPOはこのような登録料を1,040ユーロから1,080ユーロに約3.8%上げた。

(4) 指定国手数料(designation fee)

各出願人はEPOから特許登録の可能性が認められた特許権を確保する国を個別的に指定しなければならない。このとき、各出願人は特許権を確保する国別に一定の指定料を納付しなければならない。EPOはこのような指定料を660ユーロから685ユーロに約3.8%上げた。

3. 小規模の出願人に対する官納料の引下げ

一方、EPOは財政的支援が必要な小規模の出願人が特許的に保護を受け、発明品を商用化することができるように支援を拡大した。具体的に、零細企業(micro-enterprises)、自然人(natural persons)、非営利団体

(non-profit organisations)、大学(universities)および公共研究機関(public research organisations)などの micro entityが去る5年間特許を5回未満出願した場合、全ての主な官納料を30%割引して適用する制度を新設した。このような官納料引下げの恩恵は出願人の国籍や居住地と関係なく、また出願日と関係なく手数料納付日を基準として適用される。

上述したように、EPOは組織の財政的な持続可能性を理由として持続的に官納料を上げている。ただし、EPOは今年の官納料調整が包括的に行われたため、来年にはインフレーション率を反映した官納料調整の予定はないと明らかにした。

参考資料:

1. EPO office journal, JAN 2024
2. EPO office journal supplementary publication 4, 2024
3. EPO office journal, JAN 2023
4. EPO office journal supplementary publication 2, 2023
5. EPO news - "New, simplified fee system supports small applicants with 30% discounts" 

中国専利法第4次改正の確定実施細則の概要

中国弁理士 元慧蘭

2021年6月1日から施行された中国専利法第4次改正を裏付ける下位規定である実施細則が定められて2024年1月20日から施行されている。これにより、改正実施細則によって第4次改正専利法体系が完備された。改正された実施細則は、中国が知識財産強国として浮上するための法的基盤を構築すると同時に、社会的に共同認識しようとする問題の解決に焦点を合わせた。具体的に、今回改正された実施細則は専利権期間補償制度の導入、審査猶予制度の明文化、優先権制度改善などに焦点を合わせた。特に、専利権期間補償請求は、関連規定の不備でこれまで審査が保留となっていたが、改正実施細則が施行される2024年1月20日から全面的にその審査手続が行われる。確定した実施細則の主要内容を下記表に要約する。

NO	改正項目	改正の趣旨	改正の内容	専利法実施細則の関連条文
1	電子出願	情報化時代の需要に応え、専利出願および審査の効率を上げると同時に出願人に利便性を提供して技術の革新および経済発展を促進	<ul style="list-style-type: none"> 既存の郵便送達15日を電子出願にも適用していたが、電子送達15日を廃止 電子出願を利用時、審査通知対応期間が短縮され、期限満了日の計算時に注意が必要 	第4条、 第5条
2	優先権の回復、追加、補正	出願人に手続上の融通性および利便性を提供	<ul style="list-style-type: none"> 一定期間内に優先権を回復、追加または補正することができる機会を付与 先出願文書の内容を援用する方式で請求の範囲および明細書またはその一部の内容の補強条件および手続を明確化 米国特許法上の優先権回復規定と類似 優先権回復期間である2ヶ月の期間満了日が2024年1月20日以降の場合、出願人は優先権回復請求が可能 	第36条、 第37条、 第45条、 第128条
3	新規性喪失の例外	社会発展および技術交流トレンドに順応	<ul style="list-style-type: none"> 新規性喪失例外の期限を3ヶ月から6ヶ月に延長 新規性喪失例外の対象である「学術会議または技術会議」の範囲を拡大したが、その認定範囲は依然として厳格 	第33条
4	信義誠実	非正常的な出願の規制および断続のための法的根拠を設け	<ul style="list-style-type: none"> 形式審査、実体審査、無効審判段階における要求事項を規定 形式審査段階において実施細則第11条の「信義誠実の原則を守り、虚偽の行動をしてはならない」という要求への合致有無も審査 実施細則第11条の違反時、「警告を与えたり10万中国元以下の罰金を科することもできる」と規定 	第50条、 第100条

5	審査猶予制度	出願人の便宜向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査猶予は、明文化された制度ではなく、2023年8月30日に国家知識財産権局で「発明専利出願遅延審査処理指針」について発表された上で導入されたが、今回の改正実施細則で明文化 ・ 発明専利出願に対する審査猶予請求は、審査請求時に提出し、猶予期間は1年、2年または3年から選択可能 ・ 実用新案専利出願に対する審査猶予請求は、出願時に提出し、1年まで猶予可能 ・ デザイン専利出願に対する審査猶予請求は、出願時に提出し、猶予期間は月単位で請求可能であり、最長36ヶ月まで可能 	第56条
6	専利権期間補償	専利審査過程において非合理的に遅延された専利権保護期間を補償し、専利権者の合法的利益を保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専利権期間補償の請求条件、期間要件、期間補償計算方法および補償範囲を明確に規定 ・ 専利権者は登録公告日から3ヶ月内に専利権期間補償を請求 ・ 具体的な期間補償計算時の非合理的な遅延は、発明専利出願日から満4年および実質審査請求日から満3年となる日から専利権が公告された日までの間の日数において合理的に遅延された日数であり、出願人による非合理的な遅延日数は除く ・ 実用新案専利出願および発明専利出願を同時に行い、規定により発明専利権を取得した場合には、期間補償を受けることができない ・ 新薬関連発明専利の補償時、専利権者は新薬品が中国における販売許可を受けた日から3ヶ月内に専利権期間補償を請求しなければならないが、出願日から中国における販売許可を受けた日までの日数から5年を引いて算定 ・ 専利権者が薬品専利権期間補償を請求する場合、薬品が販売許可を受けた日から3ヶ月内に専利局に請求して費用を納付 ・ 条件付き販売許可を受けた医薬品に対して正式販売許可を受けた日から3ヶ月内に専利局に請求することができるが、補償期間の計算は条件付き販売許可を受けた日を基準として計算 	第77条～ 第84条
7	権利帰属紛争	権利帰属紛争時、無効事件に対する審理が中止となり、専利権が不確実な状態に置かれて公衆が関連専利権に対する判断が難しい場合の問題点を解決	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「関連手続の中止を請求する場合、国务院専利行政部門に請求書を提出して理由を説明しなければならないが、国务院専利行政部門は当事者が提出した中止理由が明らかに成立しないと判断した場合、関連手続を中止しないことができる」と規定 	第103条

8	<p>専利権 評価報告</p>	<p>専利権評価報告の作成主体 の資格追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 出願人が専利権設定登録を行う時、国務院専利行政部門に専利権評価報告書の作成を請求可能 • 専利権評価報告書は、請求日から2ヶ月内に作成しなければならず、出願人が専利権設定登録を行う時に請求した場合には、専利権授与公告日から2ヶ月内に作成しなければならない • 専利権者が設定登録時に専利権評価報告書を請求した場合、利害関係人または侵害が疑われる者は、同一の実用新案権/デザイン権に対する専利権評価報告書の作成を請求できない 	<p>第62条、 第63条</p>
---	---------------------	-------------------------------	---	-----------------------

今月の判例

ミラベグロン結晶形発明の進歩性否定事例-大法院2021フ10343判決(2024.3.28.言渡)[登録無効(特)]

弁護士・弁理士 朴成寅

1. 争点および事実関係

(R)-2-(2-アミノチアゾール-4-イル)-4'-[2-((2-ヒドロキシ-2-フェニルエチル)アミノ)エチル]酢酸アニリド (以下、「ミラベグロン」という。)α型結晶形発明の進歩性の有無が争点となった。

【事実関係】

ミラベグロンα型結晶は、ミラベグロン二塩酸塩を水酸化ナトリウムを利用して中和することによってミラベグロンβ型結晶を得て、そのように得られたミラベグロンβ型結晶に再結晶溶媒(エタノール水溶液37%乃至50%)を加えて約70℃乃至80℃で加熱・溶解した後、約1時間にかけて10℃程度に徐々に冷却する過程を通じて製造される。

本事件特許発明の明細書には、ミラベグロンα型結晶と関連して、「本発明のα型結晶は、吸湿性を示さず、安定しているため、医薬品として使用することができ、医薬品として有用である。」、「ミラベグロン二塩酸塩は、相対湿度約80%から急激な重量の増加を示し、相対湿度90%では約14%の水分を保持して強い吸湿性を示すのに対し、ミラベグロンα型結晶は、相対湿度5%乃至95%の範囲全体において水分保持量が0.2%以下で吸湿性を示さず、ミラベグロンβ型結晶は、相対湿度20%から重量の増加が確認され、相対湿度95%まで約3%の水分を保持して弱い吸湿性を示した。」という内容が記載されている。

先行発明1には、ミラベグロンが開示されており、実施例にはミラベグロン二塩酸塩の製造方法が開示されている。

2. 大法院の判断

大法院は、

結晶形発明の構成の困難性を判断する際には、結晶形発明の技術的意義と特有の効果、その発明で請求した特定の結晶形の構造と製造方法、先行発明の内容と特徴、通常の技術者の技術水準と出願当時の通常の多形体スクリーニング方式などを記録に示された資料に基づいて把握した後、i)先行発明化合物の結晶多形性が知られていたか、あるいは予想されていたか、ii)結晶形発明で請求する特定の結晶形に至り得るという教示や暗示、動機などが先行発明や先行技術文献に示されているか、iii)結晶形発明の特定の結晶形が先行発明化合物に対する通常の多形体スクリーニングを通じて検討され得る結晶多形の範囲に含まれるか、iv)その特定の結晶形が予測できない有利な効果を有するかなどを総合的に考慮して、通常の技術者が先行発明から結晶形発明の構成を容易に導き出すことができるのかを考察しなければならない。

結晶形発明の効果が、先行発明化合物の効果と質的に異なるか量的に顕著な差がある場合には進歩性は否定されず、結晶形発明の効果の顕著性は、その発明の明細書に記載されて通常の技術者が認識したり推論することができる効果を中心に判断しなければならないが、進歩性が否定されることを無効事由とした特許無効審判、およびそれによる審決取消訴訟において、上記のような無効事由に関する証明責任は、無効と主張する当事者にあるが、結晶形発明の効果が疑わしい時には特許権者も出願日以降に追加的な実験資料を提出するなどの方法でその効果を具体的に主張・証明する必要があり、この時、追加的な実験資料などは、その発明の明細書の記載内容の範囲を超えないものでなければならない(大法院2018フ10923判決(2022.3.31.言渡)参照)と説示して上で、

[構成の困難性と関連して]

先行発明1は、ミラベグロンおよびミラベグロン二塩酸塩を開示しており、ミラベグロンが含まれている化学式Iの化合物が硝子体、塩、水和物、溶媒和物または多形性結晶(polymorphic crystals)などにより単離・精製されると記載しており、i)先行発明1にはミラベグロンの結晶多形性が暗示されており、

先行発明1は、ミラベグロン二塩酸塩の製造方法を記載しているが、ミラベグロンβ型結晶は通常の方法を通じてミラベグロン二塩酸塩をミラベグロンに中和する過程を通じて得られ、そのミラベグロンβ型結晶から再結晶化を通じてミラベグロンα型結晶を製造するための加熱・溶解、冷却などの結晶化工程もありふれて使用される方式であり、溶媒の種類、加熱温度、冷却温度などの具体的な結晶化工程変数も典型的であるため、ii)先行発明1には、ミラベグロンα型結晶に至り得るといふ動機が示されており、iii)ミラベグロンα型結晶は、通常の技術者が先行発明1に開示されたミラベグロンに対する通常の多形体スクリーニングを通じて検討可能な結晶多形の範囲に含まれるとみることができると判断しており、

[効果の顕著性と関連して]

本事件特許発明の明細書には、ミラベグロンα型結晶の効果吸湿性を示さず、安定して医薬品の製造原料として適しており、医薬品として有用であると記載されているが、

ミラベグロンα型結晶とミラベグロン二塩酸塩の吸湿性を比較した本事件特許発明の明細書に記載された実験結果と、出願日以降に提出された追加実験資料によると、相対湿度約80%未満ではミラベグロンα型結晶とミラベグロン二塩酸塩との間に特別な吸湿性の差が示されず、相対湿度が約80%を超える苛酷条件である場合にのみ吸湿性に相当な差を示すが、相対湿度が約80%以下である場合にはミラベグロンα型結晶とミラベグロン二塩酸塩との間に特別な吸湿性の差が示されないか、その差が顕著でない以上、ミラベグロンα型結晶

がミラベグロン二塩酸塩に比べて医薬品の製造原料や医薬品として有利な吸湿性を有すると断定することはできず、

ミラベグロンα型結晶とミラベグロン二塩酸塩は、塩形成の有無に差があり、相対湿度が約80%を超える苛酷条件である場合における吸湿性の差が、塩形成の有無の差によるものであるか、あるいは結晶多形性の差によるものであるかを区別することができないため、結局、ミラベグロン二塩酸塩との比較実験結果のみに基づいてミラベグロンα型結晶が先行発明1に開示された化合物に比べて量的に顕著な効果の差を有するとは認められないと判断し、

また、本事件特許発明の明細書には、ミラベグロンα型結晶をミラベグロンの他の結晶形であるミラベグロンβ型結晶と比較した効果が記載されているが、本事件特許発明の明細書に「ミラベグロンβ型結晶も準安定型結晶で、医薬品として使用することができる。」と記載している点に照らしてみると、ミラベグロンα型結晶とβ型結晶との間の約2.8%程度の相対的な吸湿性の差を量的に顕著であると評価することは難しいと判断しており、

[出願日以降に特許権者が提出した追加実験資料と関連して]

原告がミラベグロンα型結晶の効果を裏付けるために出願日以降に「70℃/相対湿度75%で14日保存による安定性試験結果」、「光安定性試験結果」を通じてミラベグロンα型結晶とミラベグロン二塩酸塩の安定性などを比較した追加実験資料を提出したが、上記追加実験資料の各試験結果は、本事件特許発明の明細書に記載されていない効果に関するものであって、明細書の記載内容の範囲を超えるものであるため、ミラベグロンα型結晶が有する効果の顕著性の判断に考慮することができないと判断し、

結局、ミラベグロンα型結晶に関する本事件特許発明は、通常の技術者が先行発明1により容易に発明することができるため、進歩性が否定されると判示した。

3. 示唆点

大法院が、大法院2019フ11800判決(2023.3.13.言渡)で提示した結晶形発明の進歩性判断基準に則って、結晶形発明に対して構成の困難性と効果の顕著性の両方を考慮して進歩性の有無を判断した事例であって、

先行発明にミラベグロンの多形性結晶に関して記載されている点、ミラベグロンの α 型結晶がありふれて使用される方式により製造可能な点などを具体的に検討して、ミラベグロン α 型結晶の構成の困難性を否定したという点、そして、本事件特許発明が達成しようとする効果に基づいて、ミラベグロン α 型結晶、ミラベグロン二塩酸塩、ミラベグロン β 型結晶の効果を具体的に検討して効果の顕著性を否定したという点において意義がある。

また、特許出願日以降に提出された追加実験資料が特許発明の明細書に記載されていない効果に関するものであれば、当該特許発明の効果の顕著性の判断に考慮してはならないことを明確にしたという点において意義がある。

これについて発明者の立場からみると、化学物質の特定の結晶形発明に関する特許明細書に、当該化学物質の特定の結晶形が他の結晶形とは異なる効果について明確に記載しなければならないという点、当該化学物質の特定の結晶形が有することができる効果を様々な観点で並べて、出願日以降に追加実験資料を通じてでも当該化学物質の特定の結晶形の効果の顕著性を立証することができる道を開いておかなければならないという点に留意する必要がある。

結合商標の要部観察を通じて図形商標の類否を判断した事案-特許法院2023ホ13469判決(2024.3.28.言渡)[登録無効(商)]

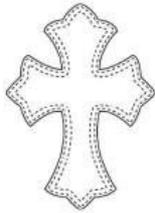
弁理士 安智熙

1. 事件の概要

イ. 権利者Aは、2017年4月頃に「」商標(以下、「本事件登録商標」という。)を商品類第25類の「衣類」などを指定して出願し、2018年1月頃に登録された。

ロ. 権利者Bの先登録商標兼先使用商標である「」および「」商標(以下、「先使用商標1」および「先使用商標2」という。)は、本事件登録商標の出願日前に第25類の「衣類」に登録および使用された。

ハ. 本事件登録商標が権利者Bの先登録商標兼先使用商標による商標法第34条第1項第7号および第13号の無効事由があるか否かに関する事件であり、結合商標の要部決定を中心にした図形商標の類否が争点となった事案である。

区分	本事件登録商標	先登録商標兼先使用商標	
商標		 (先使用商標1)	 (先使用商標2)
商品類および指定商品	第25類の衣類など	第25類の衣類など	第25類の衣類など

2. 法院の判断

特許審判院は、本事件登録商標は先登録(使用)商標と類似していないとの理由により本事件登録商標に対する権利者Bの無効審判請求を棄却した。また、特許法院は、以下のような理由により特許審判院の審決が適法であると判断した。

イ. 結合商標の要部判断に関する基準

二つ以上の文字または図形の組み合わせからなる結合商標は、その構成部分全体の外観、呼称、観念を基準として商標の類否を判断することが原則であるが、商標の中で一般の需要者にその商標に関する印象を与えたり記憶・連想させることによってその部分のみで独立し

て商品の出处表示機能をする部分、すなわち、要部を有する場合、適切な全体観察の結論を誘導するためには、その要部をもって商標の類否を対比・判断する必要がある。商標における要部は、他の構成部分と関係なしにその部分のみで一般の需要者に顕著に認識される独自の識別力により、他の商標との類否を判断する時に対比対象となるため、商標の構成部分のうち、識別力がないか微弱な部分は要部となり得ない(大法院2015フ932判決(2017.3.9.言渡)など参照)。

ロ. 事件の論点

本事件登録商標のパトンス十字型¹⁾「」部分が

1) 十字型の4つの腕の各先端が三本筋に割れている形態

要部となって先登録(使用)商標と類似しているとみることができると否かが問題となった事案である。

ハ. 法院の判断

特許法院は、本事件登録商標の「」部分は、抽象的にパトンス十字型というものを越えて細部的表現が識別力を有することは難しいと判断した上で、権利者Bが先使用商標1「」を使用して相当な認知度を積み重ねた事実が認められてはいるが、パトンス十字型一般に対して周知性を獲得してこれに関して識別力を獲得したと認めることはできないと判示した。

したがって、「」部分は、識別力が弱くて要部となり得ず、全体的に視覚的統合性と安定感を与える三角形構図から構成された「」部分が本事件登録商標において独立して商品の出处表示機能をする要部とみることが妥当であると判示した上で、これを基準として先登録(使用)商標との類否を判断した結果、両商標は類似していないと判示した。

3. 本判決の示唆点

結合商標における図形部分の識別力が認められない場合、商標の類否の判断時、図形のみを要部と判断することができないと判示し、商標が類似していないと判断した。したがって、本判決は、商標の構成部分が要部であるか否かを判断する基準を説示したという点から意義がある。

YOUME便り

崔有鎮、金視内弁理士が入社

崔有鎮、金視内弁理士がYOUME特許法人に入社し業務を開始しました。

・ 崔有鎮弁理士

学歴：漢陽大学校 化学科 (2018)

経歴：弁理士試験合格(2017)

・ 金視内弁理士

学歴：梨花女子大学校 科学教育科物理教育 (2020)

経歴：弁理士試験合格(2021)



 **YOU ME** 特許法人
PATENT & LAW FIRM

〒06134 大韓民国ソウル特別市江南区テヘラン路115 瑞林ビル

TEL: +82-2-3458-0102(日本語) FAX: +82-2-553-5254

E-mail: email@youme.com

上記YOU ME NEWSと関連してご意見またはご希望の資料などがありましたらいつでも弊所までご連絡下さい。

www.youme.com